

仕 様 書

1. 件 名
教育委員会施設 A E D 更新業務

2. 品名、規格及び数量等
別紙、「物品内訳書」のとおり

3. 納入場所等

担当課	施設名	台数等	所在地
教育総務課 (5 セット)	土庄こども園	1 セット	香川県小豆郡土庄町甲 657 番地 7
	大鐸こども園	1 セット	香川県小豆郡土庄町肥土山甲 1729 番地 1
	北浦こども園	1 セット	香川県小豆郡土庄町見目乙 423 番地 6
	四海こども園	1 セット	香川県小豆郡土庄町伊喜末 81 番地 8
	大部こども園	1 セット	香川県小豆郡土庄町大部甲 2019 番地
生涯学習課 (4 セット)	四海公民館	1 セット	香川県小豆郡土庄町伊喜末 1 番地 8
	土庄体育館	1 セット	香川県小豆郡土庄町甲 657 番地 7
	土庄第二体育館	1 セット	香川県小豆郡土庄町甲 282 番地 1
	上庄グラウンド	1 セット	香川県小豆郡土庄町上庄 1654 番地

4. 納入期限
令和 8 年 9 月 3 0 日まで

5. 納入要領

- (1) 受注者は、納入に先立ち、当仕様書に基づき発注者と十分な協議を行い、承認を得た後に納入物品（以下、「物品」という。）を納入するものとする。
- (2) 製品の納入、据付、固定、組立、調整等及びそれらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用を受注者の負担で行うものとする。
- (3) 納入作業完了後、清掃及び発生材等を持帰り、関係法令に従い適切に処分をすること。（※本業務により不要となった既存機器の処分を含む。）
- (4) 受注者は、製品の取扱いや留意事項等を発注者及び施設担当者に説明するとともに、納入完了後も取扱い等に関する相談に適宜対応するものとする。
- (5) 受注者は、納入完了後に発注者の検査を受けて、合格した時に完了とする。

6. 特記事項

- (1) 権利譲渡等の制限

受注者は、原則として当業務に係る権利または義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(2) 再委託の制限

受注者は、原則として当業務を第三者に委託してはならない。

(3) 事故等の報告

受注者は、当業務において発生した事故について、その帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに復旧措置を講じた後、延滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出するものとする。

(4) 損害の負担

当業務に関し生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由のときは、この限りではない。

(5) 契約の解除

発注者又は受注者は、相手方が仕様書に定めのある債務を履行しない場合は、書面をもって当業務を直ちに中止することができる。

(6) 契約不適合責任

発注者は、納入された製品に不適合があった場合、不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知したときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(7) 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、当業務に関して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 法令遵守等

受注者は、当業務において、法令等を遵守しなければならない。

(9) その他

この仕様書に定めのない事項については、受注者及び発注者の協議により決定する。

別紙 物品内訳書

物品名・数量	規格等	
AED 一式 (自動体外式除細動器) <u>計9セット</u>	仕 様 (1 セット 当 たり)	【本体機器】 (1) 医療用具(除細動器)として薬事法の承認を得ていること。 (2) 日本版救急蘇生法ガイドライン 2020 に対応していること。 (3) 成人・小児兼用とし、出力の切り換えが可能であること。 (4) 二相性波形の除細動器でること。 出力は、150 J ±15% (成人：小学生から大人) 50 J ±15% (小児：未就学児) (5) 常に正常な状態で使用できるようにセルフテスト機能を有し、異常があれば、音声等で知らせること。 (6) 日本語による音声ガイダンスがあること。 (7) 保証期間は、本体設置から5年以上であること。
		【付 属 品】 (1) バッテリ ・スタンバイ状態で4年以上であること。 (2) 電極パッド ・1組 (未就学児・小学生から大人兼用) (3) キャリングケース付であること。 (4) 救急セット付であること。
	連 絡 先	土庄町教育総務課 三枝 晃 TEL 0879-62-7012
		土庄町生涯学習課 三木千代和 TEL 0879-62-7013